

利 用 者 の た め に

【農家調査・農業法人等調査】

1 調査の目的

農業構造動態調査基本構造動態調査（以下「本調査」という。）は、農業を取り巻く諸情勢が著しく変化する中で、農業の生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、推進等に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

2 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

3 調査期日

平成16年1月1日

4 調査の種類及び調査対象

本調査は、「農家調査」と「農業法人等調査」に区分して行った。このうち、「農業法人等調査」については「農家以外の農業事業体調査」と「農業サービス事業体調査」の二つに区分して行った。

「農家調査」の対象は、販売農家（経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。以下同じ。）とした。

「農家以外の農業事業体調査」の対象は、販売を目的とする農家以外の農業事業体（経営耕地面積が10 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上ある世帯以外の事業所をいう。以下同じ。）とした。

「農業サービス事業体調査」の対象は、水稻作に係るサービスを行っている農業サービス事業体（農家以外の農業事業体を除く事業体で、委託を受けて農作業を行う事業所をいう。以下同じ。）とした。

5 調査方法

(1) 標本の抽出方法

本調査は、層化抽出法による標本調査として実施した。2000年世界農林業センサス（以下「2000年センサス」という。）の結果による販売農家（約234万戸）、農家以外の農業事業体（約7,700事業体）及び水稻作に係るサービスを行っている農業事業体（約13,700事業体）のリストを用いて標本を抽出した。

ア 農家調査

(ア) 部分母集団の設定

都道府県別、県内農業地域（地域の実情を把握するために都道府県ごとに設定した地域）別及び農業経営組織別に層化し部分母集団とした。

注： 農業経営組織は、単一経営（稲作、麦類、雑穀・いも類・豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、果樹類、花き・花木、その他の作物、酪農、肉用牛、養豚、養鶏、その他の畜産、養蚕）、準単一複合経営、複合経営、販売なしの18部門に区分した。

(イ) 標本農家の抽出

(ア) で設定した各部分母集団について農産物販売金額規模を指標とし、上昇順に並べ、系統抽出法により標本農家（70,000戸）の抽出を行った。

なお、離島等については実査対象外とし、抽出から除外した。

イ 農業法人等調査

(ア) 農家以外の農業事業体調査

販売を目的とする事業体の主位部門（農産物販売金額1位の部門）を指標とし、稲作、施設園芸、果樹類、その他の作物、肉用牛、養豚、養鶏及びその他の畜産の八つに階層分けを行い、それぞれの階層別に第1次指標を農産物販売金額、第2次指標を経営耕地面積（施設園芸は施設の面積）とし、上昇順に並べ、系統抽出法により標本事業体（2,000事業体）の抽出を行った。

(イ) 農業サービス事業体調査

水稻作に係る農業サービスを行っている事業体について、第1次指標を農作業請負料金収入、第2次指標を水稻作サービス事業実施面積とし、上昇順に並べ、系統抽出法により標本事業体（3,800事業体）の抽出を行った。

(2) 調査の実施

ア 農家調査

調査は、統計調査員（農業構造動態調査員）が、標本農家に所定の調査票（巻末参照）を配付・回収し、標本農家の自計申告による方法で行った。

イ 農業法人等調査

調査は、農林水産省地方統計組織から、標本事業体に所定の調査票（巻末参照）を郵送により配付・回収し、標本事業体の自計申告による方法で行った。

(3) 集計

ア 農家調査

(ア) 販売農家数の推定（農業経営組織別県内農業地域別）

推定値は、農家数を把握するために設定した農業集落（県内農業地域別に集落全体の総農家数の当該農業地域に占めるシェアが5%程度に相当するように系統抽出法により選定した。）単位で把握した販売農家数と同集落の2000年センサス結果の販売農家数の比率を2000年センサス結果の販売農家数に乗じる方法により、農業経営組織別に算出した。

なお、関係機関等からの情報収集も踏まえ、推定式による推定値を必要に応じて補正した。

〔推定式〕

$$N = \frac{\sum_{i=1}^m n_i}{\sum_{i=1}^m n_{0i}} N_0$$

N : 販売農家数の推定値
 N_0 : 2000年センサス結果による販売農家数
 n_i : i 番農家数把握用集落内の販売農家数
 n_{0i} : i 番農家数把握用集落内の2000年センサス結果による販売農家数
 m : 農家数把握用集落数

(イ) 自給的農家数の推定(県内農業地域別)

推定値は、集落単位で把握した自給的農家数と同集落の2000年センサス結果の自給的農家数の比率を2000年センサス結果の自給的農家数に乗じて算出した。

〔推定式〕

$$N = \frac{\sum_{i=1}^m n_i}{\sum_{i=1}^m n_{0i}} N_0$$

N : 自給的農家数の推定値
 N_0 : 2000年センサス結果による自給的農家数
 n_i : i 番農家数把握用集落内の自給的農家数
 n_{0i} : i 番農家数把握用集落内の2000年センサス結果による自給的農家数
 m : 農家数把握用集落数

(ウ) 農家数以外の項目の推定(都道府県別)

推定値は、(ア)で推定した販売農家数と標本農家数から推定係数を作成し、その推定係数を調査値に乗じたものを足し上げて算出した。

〔推定式〕

$$T = \sum_{i=1}^L \sum_{j=1}^M W_{ij} \sum_{k=1}^{n_{ij}} x_{ijk} \quad W_{ij} = \frac{N_{ij}}{n_{ij}}$$

T : x の総計の推定値
 W_{ij} : i 番経営組織 j 番県内農業地域の推定係数(抽出率の逆数)
 L : 経営組織区分数(18区分)
 M : 県内農業地域数(最大6地域)
 N_{ij} : i 番経営組織 j 番県内農業地域の販売農家数の決定値
 n_{ij} : i 番経営組織 j 番県内農業地域の標本農家数
 x_{ijk} : i 番経営組織 j 番県内農業地域 k 番標本農家の x の調査値

注：経営組織は、調査結果により区分した。

イ 農業法人等調査

(7) 農家以外の農業事業体調査（全国農業地域別）

推定値は、推定係数（抽出率の逆数）を調査値に乘じたものを足し上げて算出した。

〔推定式〕

$$X = \sum_{i=1}^m \sum_{j=1}^{n_i} f_i x_{ij} \qquad f_i = \frac{N_i}{n_i}$$

X : x の総計の推定値

m : 経営組織区分数（8 区分）

f_i : i 経営組織区分の推定係数

x_{ij} : i 経営組織区分に属する j 番標本の調査結果における x の値

N_i : i 経営組織区分の2000年センサス結果による事業体数

n_i : i 経営組織区分の標本事業体数

(4) 農業サービス事業体調査（全国農業地域別）

推定値は、推定係数（抽出率の逆数）を調査値に乘じたものを足し上げて算出した。

〔推定式〕

$$X = \sum_{i=1}^n f x_i \qquad f = \frac{N}{n}$$

X : x の総計の推定値

f : 推定係数

x_i : i 番標本の調査結果における x の値

N : 2000年センサス結果による事業体数

n : 標本事業体数

6 調査事項

巻末に掲載した調査票参照

7 統計の表章

統計表の編成及び地域区分

(1) 統計表の編成

ア 農家調査は、全国農業地域別統計表及び都道府県別統計表（販売農家の就業構造を除く。）の編成とした。

イ 農業法人等調査は、全国農業地域別統計表の編成とした。

(2) 地域区分

ア 全国農業地域及び地方農政局管区とその範囲は、次のとおりである。

全国農業地域名 (地方農政局管区)	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	(北関東、南関東、東山)
北 関 東	茨城、栃木、群馬
南 関 東	埼玉、千葉、東京、神奈川
東 山	山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注：1 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の各地方農政局管区は、全国農業地域の区域と同じであり、中国四国農政局の管区は、全国農業地域の中国と四国の区域を合併したものである。

2 農業法人等調査の全国農業地域は、北海道、東北、北陸、関東・東山、東海、近畿、中国、四国及び九州の区域とした。

なお、沖縄については全国及び都府県値に含むが地域別の表章は行っていない。

イ 北海道内訳の表章区分の区域は、次のとおりである。

表章区分	区 域
札 幌	札幌市、旭川市、夕張市、岩見沢市、留萌市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩支庁管内、空知支庁管内、上川支庁管内、留萌支庁管内
函 館	函館市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、渡島支庁管内、桧山支庁管内、後志支庁管内、胆振支庁管内
帯 広	帯広市、釧路市、日高支庁管内、十勝支庁管内、釧路支庁管内
北 見	北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、宗谷支庁管内、網走支庁管内、根室支庁管内

【離農世帯調査】

1 調査の目的

離農世帯調査は、農業を取り巻く諸情勢が著しく変化する中で、離農した世帯の実態を把握し、今後の農政に必要な基礎資料とすることを目的としている。

2 調査の機構

離農世帯調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

3 調査期日

平成16年 1 月 1 日

4 調査対象

16年農家調査（販売農家）の標本のうち、過去1年間に離農した世帯（662世帯）を対象とした。

5 調査方法

(1) 調査の実施

調査は、統計調査員（農業構造動態調査員）が、標本農家に所定の調査票（巻末参照）を配付・回収し、標本農家の自計申告による方法で行った。

(2) 集計

ア 離農世帯数

〔推定式〕

$$N = \sum_{j=1}^L \sum_{i=1}^M \frac{N_{ij}}{n_{ij}} \sum_{k=1}^{n_{ij}} x_{ijk}$$

N : 離農世帯数の推定値

L : 経営組織区分数

M : 県内農業地域数

N_{ij} : 2000年センサスによる i 番経営組織、j 番県内農業地域の販売農家数

n_{ij} : i 番経営組織、j 番県内農業地域の農家調査の標本数

x_{ijk} : 2000年センサス時点による i 番経営組織、j 番県内農業地域の k 番標本が離農世帯数である場合は1、そうでない場合は0

イ 調査項目の総計値

〔推定式〕

$$T = \sum_{j=1}^L \sum_{i=1}^M \frac{N_{ij}}{n_{ij}} \sum_{k=1}^{n_{ij}} x_{ijk}$$

- T : 離農世帯の集計項目 x の総計の推定値
L : 経営組織区分数
M : 県内農業地域数
 N_{ij} : 2000年センサスによる i 番経営組織、 j 番県内農業地域の販売農家数
 n_{ij} : i 番経営組織、 j 番県内農業地域の農家調査の標本数
 x_{ijk} : i 番経営組織、 j 番県内農業地域の k 番標本が離農世帯数である場合は集計項目 x の値（調査結果）、そうでない場合は 0

6 調査事項

巻末に掲載した調査票参照

7 統計の表章

- (1) 調査結果は割合で表した。
 - (2) 統計表の編成は、全国農業地域別統計表とした。
 - (3) 統計表の地域区分は、農家調査・農業法人等調査の 7(2)に準ずる。
- なお、沖縄については全国及び都府県値に含むが地域別の表章は行っていない。

【用語の説明】

(1) 農家調査

ア 生産構造

農 家	調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1 年間ににおける農産物販売金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。 農業を営むとは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販 売 農 家	経営耕地面積が30 a 以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自 給 的 農 家	経営耕地面積が30 a 未満で、かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
主副業別分類	農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて、農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として、1995年農業センサスから採用した。
主 業 農 家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	65歳未満の農業従事60日以上の世帯員がいない農家をいう。すなわち、主業農家、準主業農家以外の農家のことである。
単一経営農家	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額の占める割合が8割以上の農家をいう。
準 単 一 複 合 経 営 農 家	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額の占める割合が6割以上8割未満の農家をいう。
複合経営農家	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額の占める割合が6割未満の農家をいう。
専業及び兼業 農 家	専業農家とは、世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1 年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者又は調査期日前1 年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をい

	い、兼業農家とは、世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。 なお、専業農家のうち、「男子生産年齢人口のいる農家」とは、15歳以上64歳以下の男子の世帯員がいる専業農家をいう。 また、兼業農家の第1種兼業農家（農業所得が主）と第2種兼業農家（農業所得が従）の区分は、世帯として農業と兼業のいずれが主であるかにより分類した。どちらが主であるかを決める場合の基準は、農業所得と兼業所得のどちらが多いかによった。
世 帯 員	原則として住居と生計を共にしている人のことである。勤めの都合や入院療養などで調査期日現在家にいなくても、生計を共にしていれば世帯員に含めた。したがって、出稼ぎに行っている人を含むが、部屋代を支払い生計を別にしている同居人及び下宿人並びに住み込みの雇人は含まない。
世 帯 主	その家の世帯主であり、戸籍上の筆頭者、最年長者であるとか、経済的責任者（世帯員の生計について責任をもっている人）等をいう。 なお、上記の者が勤めの都合上、一時的に単身で別居している場合であっても、その家の世帯主とした。
農 業 後 継 者	在宅している世帯員のうち、次の代にその家の農業経営を継承することが予定されている者で、年齢、性別を問わない。
就 業 状 態 別 世 帯 員	この就業状態の分類は、15歳以上の世帯員について、調査期日前1年間の就業の実績により就業状態を区分したものである。 就業状態の区分は、調査期日前1年間の農業とその他の仕事についての従事状況と、ふだんの主な状態の組み合わせによった。
自 営 農 業	「自家農業」に「農作業受託」を加えたものをいう。
農 業 従 事 者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に1日以上自営農業に従事した者である。
農 業 就 業 人 口	15歳以上の世帯員で、調査期日前1年間に「自営農業のみに従事した者」と、「自営農業とその他の仕事の両方に従事したが、自営農業の従事日数の方が多い者」の合計である。
基 幹 的 農 業 従 事 者	農業就業人口のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況				
		農 業 のみに 従 事	農業とその他 の仕事の両方 に 従 事		そ の 他 の 仕 事 のみに 従 事	仕 事 に 従 事 し な かつ た
			農業が主	その他の 仕事为主		
ふだんの 主な状態	主に仕事	C B A				
	主に家事 や 育 児					
	そ の 他					

A 農業従事者

B 農業就業人口

C 基幹的農業従事者

- A 農業従事者
B 農業就業人口
C 基幹的農業従事者

農 業 専 従 者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者である。
準農業専従者 (農業補助者)	調査期日前1年間に自営農業従事日数が60日から149日の者をいう。
恒 常 的 勤 務	一定の勤め先に恒常的に勤務した場合をいう。ただし、雇用契約上、あらかじめ短期の雇用期間が明示されていたり、継続して雇うという契約がない場合は日雇、臨時雇となる。
日 雇 ・ 臨 時 雇	継続的に雇うという契約がなく、日雇・臨時雇として雇われた場合をいう。
自 営 兼 業	農家が収入を得るために自ら営んでいる農業以外のすべての事業で、過去1年間の総売上金額が1種類の事業で15万円以上ある場合に限る。
経 営 耕 地	農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の合計）であり（けい畔を含む。）、自作地、小作している耕地のほか、裏小作（半年以内）させている耕地、又借り（又小作）している耕地及び共有地が割地され専ら使用しているものを含む。また、将来再び作付けする予定のある休耕地を含む。 また、請負耕作や委託耕作などと呼ばれているもののうち、実質的な小作関係にあると考えられるものは受託者側の経営耕地とするが、収穫物のすべてを委託者が受け取り危険負担も委託者側にあり、一定

	の耕作料を受託者に支払う場合は、その耕地は、委託者側の経営耕地とした。 なお、耕起や稲刈りなどの農作業を単位として他人に委託している場合は、その耕地は委託者側の経営耕地とした。
耕 作 放 棄	以前耕作地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意志がない土地をいう。例えば、農地を宅地へ転用する予定があったり、地価の値上がりを待って売る予定で耕作していない場合など、耕作以外の利用を考えて放置している場合がこれに該当する。
借 入 耕 地	経営耕地のうち、自家の所有耕地（自作地）以外を借り入れるなどして耕作している耕地をいう。 ただし、1年以内の裏作だけの期間借地をしたものは借入耕地に含まない。
貸 付 耕 地	自家の所有耕地を耕地として貸し付けているもので、経営委託や請負耕作に出している耕地のすべてを含む。また、過去1年間に1作しか作付けしなかった耕地で、その1作の期間を他の人に貸し付けた場合は、原則として貸付耕地とした。 ただし、1年以内の間に2作以上した耕地であって、うち1作だけの期間を人に貸し付けた「1作小作」、「裏小作」といわれるものは貸付耕地に含まない。
水稻作付農家	調査期日前1年間に、販売を目的として水稻を作付けした農家をいう。また、水稻を陸田に作付けした農家も含む。
イ 就業構造	
就業状態異動	前々年から過去1年間における農家世帯員のふだんの就業状態の変化をいい、過去1年間の就業状態ごとに前々年の就業状態が何であったかについて取りまとめたものである。 ここでは、調査期日現在で在宅している世帯員（単身赴任者及び出稼ぎ者を含む。）の就業状態の変化についてのみ把握した。
ふだんの就業 状態の区分	前々年の就業状態の区分については、以下のとおりとした。 (前々年の主な状態) ①農業が主の人 ③自営業が主の人 ②勤務が主の人 ④学生の人

⑤家事・育児・その他が主の人

①、②及び③は、ふだん働くこと（農業や勤務等収入のある仕事をする事。）を主にしている者をその仕事の内容（主なもの）によって区分したものである。①は農業を中心としている者、②は他に雇われて家から通勤している者、③は主として農業以外の自営業に従事している者である。④は学生、⑤は主婦や無職の者等である。

(2) 農業法人等調査

ア 農家以外の農業事業体

農家以外の農業
事業体

調査期日現在で経営耕地面積が10a以上又は10a未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上ある世帯以外の事業体をいう。

なお、本調査では、農産物の販売を目的とする農業事業体を対象とした。

農事組合法人

農業協同組合法に基づき農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人（農協法第72条の3）をいう。

会社

株式会社、有限会社、合名及び合資会社をいう。

農協・その他の
農業団体

農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織（経済連等）、農業災害補償法に基づく農業共済組合やその他の農業関係の団体をいう。

その他の法人

公益法人（「財団法人」、「社団法人」）などをいう。

非法人

生産組合、農事実行組合、農業集落などで、主に農家等によって任意に構成されている事業体で法人格を有しないもの、国・地方公共団体、法人格を有しない上記以外の事業体をいう。

経営組織別
事業体

農産物販売金額1位の部門の販売収入が農産物総販売金額の80%以上を占める事業体を単一経営事業体、それ以外の事業体を複合経営事業体という。

また、複合経営事業体のうち、農産物販売金額1位の部門の販売収入が農産物総販売金額の60%以上80%未満を占める事業体を、準単一複合経営、60%未満を複合経営として区分した。

イ 農業サービス事業体

農業サービス事業体	農業事業体から委託を受けて農作業を行う事業所をいう。 具体的には、農家又は農家以外の農業事業体から委託を受けて直接的な農業生産過程、調製過程における農作業を行う農業生産組織（構成員からの員内受託を行うものも含む。）、農業協同組合、地方公共団体、会社、個人業者等の事業所（農業事業体から受託して、苗の生産・販売を行う事業所を含む。）のうち、農家以外の農業事業体を除くすべての事業所をいう。 なお、本調査では、水稻作に係る農業サービス事業体を対象とした。
主な事業範囲	過去1年間に農作業を請け負った地域のうち、約8割をカバーする地域範囲をいう。 なお、ここでいう地域とは、作業を行ったほ場ではなく委託先の居住場所をいう。
最遠方範囲	過去1年間に農作業を請け負った地域のうち、最も遠方の地域範囲をいう。
農作業請負料金収入	農作業を請け負った（受託）ことによって得た収入（料金）をいい、諸経費や人件費等の必要経費を差し引く前の委託した側が支払った金額をいう。
作業従事者	農業サービス事業体が行う作業に従事した者をいう。 なお、農業部門の事務管理に従事した者も含む。
オペレーター	動力によって作動する機械や施設の操作・運転に従事した者をいう。
サービス作業量	調査期日前1年間に、農業サービス事業体が水稻作の農作業を請負った農家数及び面積をいう。

(3) 離農世帯調査

離農世帯	本調査で規定している農家（経営耕地面積が10a以上の世帯、もしくは経営耕地面積が10aに達しないものでも調査期日前1年間にける農産物販売金額が15万円以上の世帯）でなくなった世帯をいう。
------	--

【利用上の注意】

(1) 調査について

基本構造動態調査は、5年ごとに行われる農林業センサスの中間年次における農業構造の年次的動向を総合的に把握するために行う調査である。したがって、本調査は、農林業センサスと密接な関係を持つものであり、調査の設計に当たっても、そのことに留意している。しかし、農林業センサスは全数調査であるのに対し、基本構造動態調査は標本調査であるため、作成される統計はすべて推定値であることから、農林業センサス結果と基本構造動態調査結果を直接比較して利用する場合には、両調査の調査方法の相違による差が生ずることを十分理解して利用いただきたい。

離農世帯調査については、本年度のみの調査として実施した。

(2) 統計の表示について

ア 数値のラウンドについて

個々の数値の積み上げ値は、集計過程において四捨五入したため、合計又は総数に一致しない場合がある。

なお、農家数、世帯員数、農業従事者数、農業就業人口、農業経営者数、農業専従者数及び事業体数については、1の位を四捨五入して表示した。(ただし、「過去1年間の就業状態別世帯員数」については10の位)

イ 表中に使用した符号は、次のとおりである。

「－」：該当のないもの

「0」：単位に満たないもの

「…」：事実不詳のもの

「△」：負数又は減少したもの

(3) 本年値（平成16年値）及び前年値（平成15年値）については、三宅島の噴火に伴う災害により全島避難が勧告されたため、調査範囲から除外した。このため、東京都三宅村が含まれていないことから、利用に当たっては留意されたい。

(4) 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計部 経営・構造統計課

センサス統計室 農林漁業構造統計班

電話：03（3502）8111（内線2793，2794）

03（3502）8093（直通）